

「福井県フードバンク連絡会」規約

(名称)

第1条 本会は「福井県フードバンク連絡会」とする。

(目的)

第2条 食品ロス削減を推進するとともに、子どもの貧困対策や地域交流づくりを支援するため、福井県内のフードバンク食品提供事業者を広げ、必要とする子ども食堂や福祉団体に定期的、継続的に食品提供が出来る体制や仕組みづくりを行い、さらにネットワークを広げ、地域福祉へのお役立ちを通じて、福井県内における「誰ひとり取り残さない」SDGsの実現をめざします。

(事業)

第3条 上記の目的を達成するために、以下の事業活動を行う。

- (1) 社会福祉協議会、子ども食堂、ひとり親家庭支援団体など食料品を必要とする福祉団体等への食料品の無償提供
- (2) フードバンク食品提供事業者やフードバンク活動を支援する事業者の拡大
- (3) 食品提供事業者と社会福祉協議会、子ども食堂、ひとり親家庭支援団体など食料品を必要とする福祉団体とのネットワークづくりや情報交換
- (4) 連絡会の活動や食品ロス削減などに関する情報発信

(構成)

第4条 この会は、目的に賛同し、食品提供を行う、あるいは協賛する企業・事業者・団体に構成する。

(協賛金)

第5条 会の事業活動を維持継続するため、広く協賛金を募集する。年間1口1万円以上とする。主に提供される食品の収集運搬、保管・仕分け等に係る活動経費、連絡会の運営費とする。

(体制)

第6条 この会の構成員として、各企業・事業者・団体は1名以上の担当者を置く。

(運営)

第7条 この会の事務局は、福井県民生活協同組合に置く。

- 2 この会に代表と監査役、事務局長を置き、運営と協賛金の使途について公正を図る。
- 3 年1回担当者による連絡会交流会を行い、年間のみとめ・事業計画等を協議決定する。
- 4 日常的な連絡、情報交換はメール・電話等で行う。

附則 この規約は、2022年（令和4年）9月9日より施行する。